

新規開業した個人事業者ですが、1月1日から登録を受ける場合と、登録希望日から登録を受ける場合とで何が違うのでしょうか？

新規開業者におけるインボイス発行事業者の登録方法は、その課税期間の初日から登録を受けたとみなす特例を適用する方法の他、**登録希望日**（登録申請書の提出日から15日以後の日で登録を希望する日）**から登録を受ける**方法があります。

### ○ 1月1日から登録を受ける場合

インボイスは、登録を受けたインボイス発行事業者のみが交付することができますので、個人の新規開業者が課税期間の初日（原則として1月1日）から登録を受けた場合、**実際に事業を開始した日の取引からインボイスを交付することができる**こととなります。

また、インボイス発行事業者の登録を受けた場合、登録日（1月1日）から課税事業者となりますが、**開業日までは取引がありません**ので、実際は**開業日から12月31日までの取引について消費税の申告の対象**となります。

### ○ 登録希望日から登録を受ける場合

登録希望日から登録を受けた場合は、登録日以後の取引からインボイスを交付することができますので、**それまでの間はインボイスを交付することができません**。また、**消費税の申告は登録日以後の取引が対象**となります。

取引の相手方が仕入税額控除を行うためには、原則としてインボイスの保存が必要となりますので、インボイスをいつから交付する必要があるかなど、**取引の相手方との関係等も踏まえ、どちらの方法で登録を受けるか検討**してください。